

重要事項説明書

施設・設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上のことを次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 フェニックス
法人所在地	広島市安佐北区可部七丁目13番15-1-7号
代表者氏名	沼田 裕子

2. 事業の目的と運営の方針

種 類	児童発達支援・放課後等デイサービス
目 的	指定通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス)に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児(以下、「利用者」という。)及びその利用者に係る通所給付決定保護者(以下、「保護者」という。)等の意思及び人格を尊重し、適切な指定通所支援を提供することを目的とする。
名 称	多機能型事業所かんべ三入東
管理者名	正田 奈緒美(児童発達支援)/上中 進護(放課後等デイサービス)
児童発達支援管理責任者	正田 奈緒美(児童発達支援)/上中 進護(放課後等デイサービス)
所在地	広島市安佐北区三入東一丁目55番8号
運営方針	運営規程の定めによる。
電話番号	082-554-7368
FAX番号	082-573-0073
利用定員	児童発達支援 10名、放課後等デイサービス 20名

3. 職員体制

職種	員数	区分				常勤換算後の職員	指定基準
		常勤 児発/放課後		非常勤 児発/放課後			
管理者	2	1(兼務)	1(兼務)			1	1
児童発達支援管理責任者	2	1(兼務)	1(兼務)			1	1
保育士	2	1		1		1以上	2
児童指導員	8	2	3	2(内1兼務)	2(内1兼務)	1以上	
その他の従業者	5			2(内1兼務)	4(内1兼務)		

4. 施設の概要

児童福祉法に基づく障害児通所支援給付費の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

種類	内容
日常生活における基本動作の訓練及び集団療育	児童発達支援・放課後等デイサービス (1) 日常生活における基本的動作の訓練 (2) 集団生活適応訓練 (3) 創作的な活動の指導 (4) 利用者の自宅又は学校と事業所への送迎

5. 利用料金

障害児通所支援給付費の範囲内で提供するサービスを利用する場合は原則として基本料金の1割です。月の利用者負担額が上限に達した場合は、それ以上の料金はいただきません。

ただし、障害児通所支援給付費の範囲外で提供するサービスを利用する場合は、全額自己負担となります(おやつ代など実費負担分)。負担額はその都度、お知らせします。

料金の目安は別紙のとおりです。

6. 事業所の営業日・営業時間

営業日	月曜日から土曜日 ただし、国民の祝祭日、お盆、年末年始を除く。						
営業時間	午前9時から午後6時までとする。						
平日サービスの提供時間	児童発達支援	月 10時～ 13時30分	火 10時～ 13時30分	水 /	木 10時～ 13時30分	金 10時～ 13時30分	土 10時～ 13時30分
	放課後等デイサービス	14時～ 17時30分	14時～ 17時30分	14時～ 17時30分	14時～ 17時30分	14時～ 17時30分	10時30分～ 17時
休業日サービスの提供時間	放課後等デイサービス	10時30分～ 17時	10時30分～ 17時	10時30分～ 17時	10時30分～ 17時	10時30分～ 17時	10時30分～ 17時

7. 通常の実施地域

通常の実施地域は広島市安佐北区、安佐南区及び近隣地域とします。

8. 苦情申立先

苦情受付窓口	苦情受付担当者: 正田 奈緒美(児童発達支援)/上中 進護(放課後等デイサービス)
	苦情解決責任者: 沼田 裕子
	電話番号: 082-554-8802 FAX番号: 082-554-6001
広島市障害自立支援課	所在地: 広島市中区国泰寺一丁目6番34号
	電話番号: 082-504-2148 FAX番号: 082-504-2256
広島県社会福祉協議会 (広島県福祉サービス運営適正化委員会)	所在地: 広島市南区比治山本町12-2 県社会福祉会館内
	電話番号: 082-254-3419 FAX番号: 082-256-2228

9. 非常災害時の対策

非常時の対応	消防計画及び地震災害時マニュアルより対応いたします。
防災訓練	消防計画により定期の避難・防災訓練を実施いたしますのでご協力ください。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・火災報知器 あり ・消火器 あり ・スプリンクラー あり

10. 施設を利用の際に留意していただく事項

多機能型事業所かんべを利用されている方々の生活の場・日中活動の場としての快適性や安全性を保つため、次に掲げる事項についてご留意ください。

設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	利用者の所有する貴重品につきましては、ご自分の責任において管理していただくことが原則です。紛失等の事故に対する責任は、施設で負うことは出来ません。
宗教・政治・営利活動	利用者の思想・信教は自由ですが、他の利用者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みについてはご遠慮ください。
衛生保持	施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力下さい。
防災対策	火災予防の規律に関しては特に注意を払い、必ずお守りくださるようお願いいたします。
その他	利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合、必要な措置をとる場合がありますのでご了承ください。その場合、ご本人のプライバシー等の保護については十分な配慮をいたします。

11. 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

虐待防止に関する責任者 正田 奈緒美(児童発達支援)
上中 進護(放課後等デイサービス) 虐待防止担当者 正田 奈緒美(児童発達支援)
上中 進護(放課後等デイサービス)

(2) 苦情解決体制の整備

(3) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施

(4) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

私は、本書面にもとづいて職員(職名
上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

氏名)から、

令和 年 月 日

利用者

氏名

住所

保護者

氏名

印

続柄

放課後等デイサービスの提供にあたり、上記の通り重要事項について説明しました。

事業所

住所 広島市安佐北区三入東一丁目55番8号

名称

多機能型事業所かんべ三入東
児童発達支援事業所きりんキッズ
放課後等デイサービスきりんジュニア